静岡県岡部町	0.75	
愛知県尾西市	0.75	

を

静岡県岡部町	0.75	
静岡県新居町	0.75	
愛知県尾西市	0.75	

に、

愛知県音羽町	0.75	
三重県上野市	0.80	

を

愛知県音羽町	0.75	
愛知県春日町	0.85	
愛知県七宝町	0.80	
愛知県美和町	0.80	
愛知県甚目寺町	0.85	
愛知県みよし町	0.85	
愛知県小坂井町	0.80	
三重県上野市	0.80	

に、

滋賀県志賀町	0.85	
京都府園部町	0.85	

を

滋賀県志賀町	0.85	
滋賀県安土町	0.75	
京都府園部町	0.85	

に、

福岡県福間町	0.75	
熊本県本渡市	0.75	

を

福岡県福間町	0.75	
福岡県前原市	0.80	
熊本県本渡市	0.75	

に改める。

（公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等の一部改正）

第二条　公営住宅法第四十四条第三項並びに公営住宅法施行令第二条第一項第一号及び第三号並びに第三条第一項に規定する国土交通大臣が定める期間等（平成八年建設省告示第千七百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「平塚市　茅ヶ崎市　相模原市」を「相模原市　平塚市　茅ヶ崎市」に改め、「　大利根町　栗橋町　鷲宮町」を削り、「　豊山町　春日町　甚目寺町」を「　みよし市　あま市　豊山町」に改め、「　三好町」、「　大平町」、「　騎西町　菖蒲町」、「　印旛村」、「　七宝町　美和町」及び「　小坂井町」を削り、「前原市」を「糸島市」に改め、「　藤岡町」、「　新居町」及び「　安土町」を削る。

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第二条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法の一部改正）

第三条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第二条に規定する国土交通大臣が定める算定の方法（平成十三年国土交通省告示第千二百九十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「第２条」を「第３条」に改める。

告示中「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）第２条」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）第３条」に改める。

⑷中「第21条」を「第23条」に改める。

別表中「大平町」、「藤岡町」、「大利根町」、「栗橋町」、「鷲宮町」、「騎西町」、「菖蒲町」及び「印旛村」を削り、「平塚市」を「相模原市平塚市」に改め、「相模原市」及び「新居町」を削り、「岩倉市」の下に「みよし市」及び「あま市」を加え、「春日町」、「甚目寺町」、「三好町」、「七宝町」、「美和町」、「小坂井町」及び「安土町」を削り、「前原市」を「糸島市」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百三十九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五十条の四第一項の規定に基づき、特定離島路線の指定に関する告示（平成十一年運輸省告示第百七十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十六日　　国土交通大臣　前原　誠司

表与論島の項中「鹿児島空港との間の路線」を「鹿児島空港との間の路線　奄美空港との間の路線」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	宮城県宮城郡利府町澤乙字唄沢三五番一から同県黒川郡富谷町穀田字瀬戸ノ沢二四番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十七日

○東北地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十六日　　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市本吉町下宿無番から同市本吉町下宿八七番一三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十六日